

○恵庭市道路占用料徴収条例

昭和53年10月4日
条例第29号

恵庭市道路占用料徴収条例(昭和31年条例第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、恵庭市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあっては、その額に当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額)とし、その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあっては、その額に当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額)とし、その額が100円に満たない場合にあっては、100円とし、各年度ごとに計算して得た額の合計額とする。

2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅

(2) 法第35条に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設並びに大規模な災害復旧工事を行うもの

(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

(6) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、市長が定めるもの

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日から30日以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料の納入期限は、当該年度において市長が定める期日とする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算定した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

(延滞金の徴収)

第4条 市長は、前条第1項の納入期限までに占用料を納入しない者がいるときは、法第73条第2項の規定により延滞金を徴収するものとする。

2 延滞金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。

(過料)

第5条 詐偽その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(施行細目)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

2 この条例の施行前にした許可又は協議に係る占用の期間(当該占用の期間が昭和53年10月以降にわたる場合は、同年9月30日までの期間に限る。)に係るものの額については、なお従前の例による。

3 電気事業者に係る占用料で昭和53年度(昭和53年度中に更新がなされる占用物件も含む。以下次項において同じ。)以降の各年度の占用料の額は、前年度の占用料の額に1.5を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、当該調整占用料額とする。ただし、差額(徴収すべき占用料の額と現在徴収している占用料の額との差額をいう。以下同じ。)が5万円以下の事業者については調整しないことができる。

4 その他の占用者に係る占用料については、昭和53年度以降の各年度の占用料の額は、前年度の占用料の額に1.7を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合は当該調整占用料額とする。ただし、差額が5万円以下の占用者については、2年で調整を終えることができる。

附 則(昭和59年3月27日条例第6号)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後徴収すべき占用料のうち、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年6月17日条例第16号)

1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした許可に係る占用の期間(当該占用の期間が昭和60年7月以降にわたる場合は、同年6月30日までの期間に限る。)に係るものの占用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月28日条例第5号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした許可又は協議に係る占用の期間(当該占用の期間が昭和63年4月以降にわたる場合は、同年3月31日までの期限に限る。)に係るものの占用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月9日条例第27号)

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第11号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は法第35条の規定による協議が成立して現に存する占用物件(以下「既存占用物件」という。)に係る1年当たりの占用料の額は、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の恵庭市道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額(以下「改正占用料額」という。)を超える場合には、当該改正占用料額とする。

(1) 平成9年度 この条例による改正前の恵庭市道路占用料徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を

乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額

3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「電気事業者等」という。)から恵庭市が徴収する既存占用物件に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

(1) 平成9年度 改正前の条例第2条の規定を適用して算定した当該支店等における既存占用物件に係る占用料の額の合計額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該支店等における前年度の占用料の額(既存占用物件に係るものに限る。)に1.1を乗じて得た額

附 則(平成11年12月16日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月6日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月27日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月15日条例第30号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月7日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月10日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月29日条例第32号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月17日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		占用料	
		単位	料金
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円
	第2種電柱		730円
	第3種電柱		990円
	第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円		
	外径が1メートル以上のもの		510円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
		その他のもの	9円		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円	
		地下に設けるもの		260円	
	その他のもの			850円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9円		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	87円		
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	
	標識	1本につき1年	680円		

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85円	
政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額	
掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。